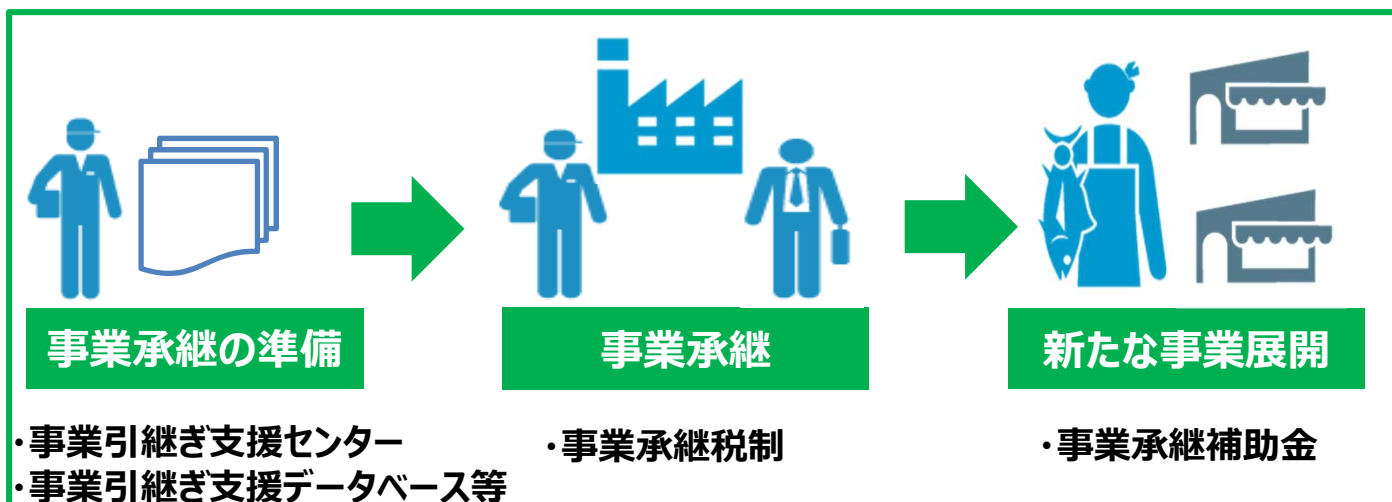


個人事業者の事業承継を後押しします！



1 ポイント：承継時の事業用資産の税負担がゼロになります！

10年限定で、新しい事業承継税制が創設されました。

事業用資産に係る

贈与税・相続税がゼロになります。

納税猶予割合が**100%**になります。

以下の事業用資産が対象です。

・**土地・建物**

(土地は400㎡、建物は800㎡まで。)

・**工作機械・パワーショベル・給油機・冷蔵庫・診療機器**

など機械・器具備品

・**車両・運搬具**

・**乳牛、果樹**など生物

・**特許権**など無形償却資産 等

お問い合わせ先 **03-3501-5803** (中小企業庁財務課)

2

ポイント：後継者不在の事業者のマッチング支援！

会社・事業を譲りたい方

会社・事業を引き取りたい方 どちらも

事業引継ぎ支援データベースでの

全国大でのマッチングが可能です。

お問い合わせ先 全国の事業引継ぎ支援センター

URL <http://shoukei.smrj.go.jp/consultation/>

3

ポイント：事業承継後の新たな挑戦を支援！

事業承継補助金（4月12日公募開始）

事業承継を契機とした機械・設備購入、販路拡大等を支援します。

- ・製造機械・設備の購入
- ・専門家の人件費
- ・ホームページ・チラシの作成費
- ・店舗改装費 等

① 経営者交代タイプ

補助上限額 **500万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

経営者交代による承継の後に新しい取組を行った方を補助します。

② 再編・統合タイプ

補助上限額 **1,200万円** 補助率 **2/3** または **1/2**

事業再編・統合等の後に新しい取組を行った方を補助します。

お問い合わせ先 **03-3501-5803**（中小企業庁財務課）